



R a m s a r  
C o n v e n t i o n  
B r i s b a n e  
A u s t r a l i a  
1 9 9 6

---

## ラムサール条約第6回締約国会議の記録

1996年3月19-27日 オーストラリア ブリズベン

---

特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約  
25周年(1971-1996)



発行 釧路国際ウエットランドセンター 1996



## 目次

はじめに	2
決議	3
勧告	36
戦略計画1997-2002	56
会議の概要	76
分科会の概要	79
日本のラムサール条約登録湿地表	90
過去の締約国会議の概要	91

## ラムサール条約第6回締約国会議の記録

### はじめに

1993（平成5）年に、北海道の釧路市で「ラムサール条約第5回締約国会議」が開催されてから、はや3年半が過ぎようとしています。当時のわが国における「湿地保全」への関心の高まりは大きなものがあり、この時を契機に、全国各地で様々なイベントや活動が行われてきました。この盛り上がりは、一部の熱心な方々により、本年3月にオーストラリアのブリスベン市で開催された「第6回締約国会議」にまで、引き継がれてきたようです。その証拠に、日本からも政府の代表団だけでなく、地方自治体やNGOのオブザーバー参加の方々、のべ100人以上の参加（地元オーストラリアからの参加を除けば、一番参加が多かったものと思われます。）がありました。

また、この2つの会議の間には、1993年11月に生物多様性保全の概念を盛り込んだ「環境基本法」が制定され、同年12月には「生物多様性条約」が発効しました。さらに、1994年12月には「環境基本計画」、1995年10月には「生物多様性国家戦略」が策定されるなど、生物多様性にとって重要な位置を占める「湿地」にとって、重要な動きがみられています。

しかし一方では、湿地の保全と開発の調整については、全国各地でいまだに問題となっていますし、マスメディアによる湿地の意義を伝える報道も一時に比べると下火になってきたようです。

そんな中で、ブリスベンでの第6回締約国会議に参加した有志の方々の協力により、会議で採択された勧告・決議の翻訳を中心とした本記録が作成されたことは、関係する方々の関心を再度呼び起こす意味で、とても意義深いことであると思います。

「湿地保全」の問題は、ラムサール条約の根本的な理念である「ワイズユース」に集約されるように、まさに「人と自然が如何に上手に共生して生きていくのか」という、自然保護の縮図ともいえる問題です。したがって、一時の時代の流れや状況のみから考えるべきものではなく、将来の世代に渡る長期的な視点で考え、根気強く取り組んでいくべきものだと思います。

その意味でも、この記録がわが国の「湿地保全」に果たす役割は、大きなものがあると信じて疑いません。

最後になりましたが、この記録の編集にご尽力いただいた東梅貞義氏、各々の決議・勧告をボランティアとして翻訳していただいた多くの皆様、そして発行を快くお引き受けいただいた釧路国際ウェットランドセンターに、心から感謝の意を表したいと思います。こうした様々な立場の方々による協力の輪が、次の締約国会議に向けて一層広がり、わが国の「湿地保全の力」となることを期待しております。

1996年11月

環境庁野生生物課長  
小林 光

**決議VI. 1 登録湿地の生態学的特徴の実用的定義と、生態学的特徴を記載し維持するためのガイドライン、およびモントルーレコードの運用のためのガイドライン**

1. ラムサール条約の条文第3条2が、各締約国に「その領域内にあり、かつ登録リストに掲げられている湿地の生態学的特徴が、技術開発、汚染その他の人為的干渉の結果、すでに変化しており、変化しつつあり、または変化するおそれがある場合には、これらの変化に関する情報をできる限り早期に入手することができるような措置をとる」と述べていることを考慮し、
  2. 事務局に対し、生態学的特徴がすでに変化している、変化しつつある、または変化するおそれがある登録湿地の記録を保持するよう指示した勧告4. 8(1990年、モントルー会議)と、モントルーレコードとして知られるこの記録の運用のガイドラインを確立した決議5. 4(1993年、釧路会議)を想起し、
  3. さらに、「生態学的特徴」と「生態学的特徴の変化」の概念についてさらなる研究の必要性を強調し、科学技術検討委員会(STRP)とパートナー機関からの支援を受け、本締約国会議にそれらの研究の結果を報告するように事務局に対し指示した勧告5. 2を想起し、
  4. 科学技術検討委員会が行った研究と本会議の分科会Bの結果に注目し、
  5. 条文第3条2の施行、特に登録湿地の生態学的特徴の保全に関して、締約国への助けとなる定義とガイドラインの必要性を認識し、
  6. さらに、モントルーレコードの効果的な運用が確実なものとなるようにガイドラインを修正する必要性を重ねて認識し、
  7. 本締約国会議の決議VI. 13が、登録湿地のインフォメーションシートという形で締約国から提供される基礎的なデータに不備がある問題に取り組もうとしている点に注目し、
  8. 地球規模の環境モニタリング事業の多くの成功例(地域社会の積極的な参加に依存するものを含む)と、締約国が登録湿地の生態学的特徴の変化を防ぐために十分すばやい措置を取れるようにする早期警戒体制の価値を意識し、
- 締約国会議は、
9. 「生態学的特徴」と「生態学的特徴の変化」の実用的定義が湿地の管理に一般的に結びついているのを認識し、本決議の付属書に記された「生態学的特徴」と「生態学的特徴の変化」の実用的定義を、登録湿地の生態学的特徴の記載と維持のためのガイドラインとともに、1997-1999年の3年間にさらに検討をするものとして採択する。
  10. 締約国と条約事務局に対し、科学技術検討委員会の助言を元に、本決議の付属書にあるように改訂されたモントルーレコードの運用の手順を実施することを要請する。
  11. 締約国に対し、生態学的特徴の変化を感知し、それに対応した行動に着手するため、国内の適切な機関による早期警戒体制の設立を支持するよう要求する。
  12. 科学技術検討委員会に対して、特に特定の登録湿地において本決議を適用した場合の効果を見極め、第7回締約国会議で報告を行うために、条約事務局やパートナー機関、より広範囲の科学者や専門家と協力し、常設委員会と連携することを指示する。

**決議VI. 1の付属書**

登録湿地の生態学的特徴の実用的定義と、それらを記載し維持するためのガイドライン、およびモントルーレコ

## 決議

一ドの運用のためのガイドライン

### 1. 実用的定義

#### 1.1 生態学的特徴

「生態学的特徴」は湿地の生物学的、化学的、物理学的要素の間の構造と相互関係である。これらは生態系の個々の過程、機能、特質、価値の相互作用から得られる。

#### 1.2 生態学的特徴の変化

湿地の「生態学的特徴の変化」とは、湿地やその生産物、特質、価値を維持するこれらの過程や機能の悪化、もしくは不均衡である。

注：湿地の生態学的特徴の変化とは、条文第3条2およびモントルーレコードを設立した勧告4.8(1990年)の内容に沿った、否定的な意味の変化と解釈される。この定義は、明白に人間活動によって引き起こされる否定的な意味の変化に言及している。これは湿地に起こる自然の進化の過程としての変化を含まない。また、湿地の復元と機能回復のための事業は、人間によって生態学的特徴の好ましい変化を引き起こすものと認識されている。

湿地の過程、機能、価値、生産物、特質に関する以下の記述は、「ラムサール条約マニュアル(Davis, 1994)」「湿地の保全—現在の課題と求められる行動(Dugan, 1990)」、「地球の湿地—旧世界と新世界(Maltby, 1994)」の中の『湿地生態系の機能を調査し評価するための新しい取り組み方』、『ヨーロッパの河川周辺の湿地生態系における機能評価の新しい方法論(Maltby, 印刷中)』から得られたものである。

過程：湿地生態系の中で自然に起こっている変化や反応。これらは物理的、化学的、生物学的なものであると考えられる。

機能：生態系構造と過程の間の相互作用による生産物として、湿地の中で自然に起こる働きもしくは作用。具体的な機能としては、洪水の制御、栄養物・沈殿物・汚染物質の保持、食物連鎖の支持、海岸線の安定化と侵食の制御、嵐からの防御、特に降水量と気温といった局地的な気候条件の安定化があげられる。

価値：湿地の機能の結果として認識された直接的または間接的な社会に対する利益である。これらの価値には、人間福祉や環境の質、野生生物の維持があげられる。

生産物：湿地によりもたらされる生産物には、野生生物資源、漁業、森林資源、家畜飼料資源、農業資源、水の供給があげられる。これらの生産物は、湿地の生物学的、化学的、物理的な要素の相互作用によって生まれる。

特質：湿地の特質には、生物多様性、独特の文化的伝統的特徴があげられる。これらの特質は、特定の生産物を一定の形で利用や派生物として利用することがあるが、それとともに本質的で定量化することのできない重要性を持つ場合もある。

### 2 登録湿地の生態学的特徴の記載および維持のためのガイドライン

2.1 ラムサール条約登録湿地の新規登録時に、(モントルー勧告4.7で採択された)インフォメーションシートを利用し、関係する締約国によりその生態学的特徴が記載されることが基本的に重要である。生態学的特徴を評価するためのデータとしての価値を増すため、インフォメーションシートの適用に関するガイドラインの一部改訂を、科学技術検討委員会は提案している。その提案事項はこの後に添付されている。

2.2 登録湿地の生態学的特徴の記載する際に締約国が考慮できる情報源は、世界的、国内、または地域の科学的な湿地目録、特定湿地の管理計画、その他特定湿地における調査や報告が考えられる。

2.3 締約国は、6年毎に(すなわちラムサール条約の締約国会議2回毎に)ラムサールのインフォメーションシー

トで提供された情報が現実に即したものであるかを確認、必要ならば条約事務局に新たな情報を提供することが求められる。その6年という期間の途中で発生する登録湿地における変化の緊急情報は、通常の連絡手段や3年毎に発行される国別報告書を通じて条約事務局に伝達されなければならない。

2.4 登録湿地の生態学的特徴の変化は、新規に登録指定を受けた時点（もしくはインフォメーションシートが最初に条約事務局に提出された時点）にインフォメーションシートに記載されている状態を現況とし、それに対する変化として、その後提供された情報と併せて評価されるべきである。

2.5 登録湿地としての指定を受けた時点で登録の根拠となったラムサール条約の登録湿地選定の基準または基準群に関連づけ、この評価は行われるべきである。この基準を使用することによって、生態学的特徴の変化の結果として失われるかもしれない湿地の利益や価値が示されるのである。しかし、登録の根拠となったラムサール条約の現況が損なわれなくとも、湿地の機能や価値の重大な低下が引き起こされるかもしれないので、これは必要とされる評価の一部を形成するにすぎない。

2.6 湿地が生態学的特徴の変化を起しているかどうかを評価するためには、効果的なモニタリングと調査の計画が必要条件である。そのような計画は、湿地管理計画策定の上で不可欠の構成要素であり（釧路決議5.7参照）、これにより問題とされる変化の広がりや重要性を評価する際に、湿地の利益や価値を十分に考慮することができる。締約国にとって有用となりうる効果的なモニタリング計画を企画するための枠組みも、この後に添付されている。

2.7 このモニタリングでは、一定の時間内で各湿地内の生態学的なパラメーターの自然に起こりうる変動域を明らかにするべきである。生態学的特徴の変化は、これらのパラメーターが通常の変動域を超えた時に発生する。このようにモニタリングに加えて、各々の湿地が望ましい保護区指定状況にある必要性を考慮に入れ、変化の広がりや重要性を評価することが必要とされる。

2.8 場合によっては、湿地登録の時点より以前の生態学的特徴を取り戻すために、締約国は湿地の復元を決定する場合がある。このような復元計画の場合には、将来の変化を評価するための新しい現況を策定するために、新しいインフォメーションシートが提供されなければならない。復元の目標となる状態に関しても、情報が提供されなければならない。

2.9 ラムサール登録湿地のインフォメーションシートのためのガイドラインの改善

2.9.1 登録湿地の生態学的特徴の記載と評価のために集められた情報の価値を高めるため、登録湿地のインフォメーションシートを完成させるためのガイドラインの改善が提案されている。ガイドラインの中の新しい項目が、以下の重要性を強調している。

(1) 国際的に重要な湿地に利益や価値を与える湿地の機能・生産物・特質を記載し、現況を策定する。（現在のラムサール条約の登録湿地選定基準では、湿地での変化に伴って起こり得る影響を評価する際に、考慮すべきすべての湿地の利益や価値を網羅しているわけではないので、このことが必要となる。）

(2) 国際的に重要な湿地の利益や価値にすでに影響を及ぼした、あるいは重大な影響を及ぼしうる人為的要因の情報を提供する。

(3) 登録湿地ですすでに行われている（あるいは計画中の）モニタリングや調査の方法に関する情報を供給する。

(4) 湿地の生態学的特徴にすでに影響を及ぼした、あるいは及ぼしうる、季節的または長期的な自然の変化（例：植生遷移、ハリケーンのような偶発的／破壊的な生態学上の出来事）、あるいはその両方の自然な変異や程度といった情報を提供する。

2.9.2 多くの登録湿地で、このような情報は現在はまだ知られていないし、容易に入手できるものとはなっていないと認識されている。またインフォメーションシートは、その時点での断片的な情報を提供してくれるだけである。

## 決議

しかしインフォメーションシートに記載することが求められているラムサール湿地の情報は、登録湿地の生態学的特徴を維持するための管理手段を決定するためには最低限必要なレベルである。新しいデータを収集したり、既存のデータを整理する中で、人間活動に伴う変化の危険性が中程度から高いもので、生態学的影響が同じく中程度から高いものと考えられ、湿地の価値や利益が永久、または長～中期的に損なわれる恐れのある登録湿地に、各締約国は主眼点をおくべきである。登録湿地の情報の収集を支援するために、特に途上国には国際的な技術的および財政的な協力が必要であろう。

2. 9. 3 すべての新しい登録湿地は、上記のような改訂に従って記載されるべきである。すでにインフォメーションシートが提出されている湿地は、次の6年毎の見直し(決議VI. 13参照)の際に、改訂が考慮されるべきである。国別報告書はそれまでの間の情報を提供する機会となる。

### 2. 10 効果的な湿地モニタリング計画を企画するための枠組み

2. 10. 1 現実または潜在的な生態学的特徴の変化を発見するため、定期的なモニタリングが必要である。モニタリングとは、『賢明な利用の概念実施のための追加手引き』(釧路会議決議5. 6の付属書)の中で、「ある一定の期間にわたって、特定の湿地における生態学的特徴の変化を測定する過程」として定義されている。モニタリングは、特別なデータや情報を集めるための特定の理由や方法があるという点で、一般的な監視(surveillance)とは異なる。

2. 10. 2 また『追加手引き』は、モニタリングは高度な技術や高額投資を自動的に要求せず、異なる技術レベルや精度で実施することができると指摘している。多くの異なるモニタリング技術が利用可能であること、その優先度と利用可能な人的財政的資源に最も見合った技術を、各締約国は選択すべきことが強調されている。

2. 10. 3 釧路会議決議5. 7で述べられているように、理想的にはモニタリング計画は特定の湿地の管理計画の中の、必要不可欠な部分とならなければならない。しかし、管理計画がまだ存在していない場合でも、モニタリング計画を実行するのは可能である(しかし、管理計画の枠組み無しではモニタリングの結果を効果的に適用することは難しい)。



### 湿地モニタリング計画を企画するための枠組み

この表に示された枠組みは、特定のモニタリング計画のために規定された処方箋ではない。様々な状況や必要性を基にしたモニタリング計画を企画するために、地域の利用者と管理者と協力しながら、湿地の管理者や計画者が利用できる一連の論理的なつながりを提供しているだけである。矢印は目標を達成するにあたって、モニタリング計画の有効性を評価するためのフィードバックを示している。この枠組みは、『地中海湿地フォーラム方法論ガイド』のために準備された、地中海の湿地のモニタリング計画のための「モニタリング計画企画のための枠組み (Finlayson, 1995)」と題した文献に基づいている。

問題点／課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>－ はっきり、明瞭に述べる。</li> <li>－ 知られている問題の範囲と最も可能性の高い原因を述べる。</li> <li>－ 現況または関連する状況を見分ける。</li> </ul>
目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>－ 情報を収集するための基盤を提供する。</li> <li>－ 適当な時間内で達成可能でなければならない。</li> </ul>
仮説	<ul style="list-style-type: none"> <li>－ 目標が達成されるかどうか検証する仮説。</li> <li>－ 仮説は目標を実証し、試験をされる。</li> </ul>
方法と変数	<ul style="list-style-type: none"> <li>－ 問題に対して特定のもので、仮説を試すための情報を提供する。</li> <li>－ あらゆる変化の存在を発見し、その重要性を評価する。</li> <li>－ 変化の原因を特定または明確化する。</li> </ul>
実現可能性／費用効率	<ul style="list-style-type: none"> <li>－ モニタリングが定期的、継続的に可能かどうかを決定する。</li> <li>－ サンプルング計画に影響を与える要因の評価、例えば熟達したスタッフがいるかどうか、サンプルングの場所の評価、専門機器の利用可能性と信頼性、データの解析と解釈の方法、データと情報の有用性、時期を得た報告の方法。</li> <li>－ データの入手と解析の費用が現在利用可能な資金で足りるかどうか判断する。</li> </ul>
予備研究	<ul style="list-style-type: none"> <li>－ 方法や専門機器を試し、よく調整する時間。</li> <li>－ 関係するスタッフの研修の必要性の評価。</li> <li>－ データの解析と解釈の方法の確定。</li> </ul>
標本抽出	<ul style="list-style-type: none"> <li>－ 関係者は全ての標本抽出方法の研修を受けるべきである。</li> <li>－ 全ての標本は記録されるべきである。例えば日時と位置、スタッフの名前、標本抽出方法、使用した機器、保存や輸送の手段、方法に関する全ての変更。</li> <li>－ 標本は適切な時間内に処理されるべきで、全てのデータは記録されるべきである。例えば日時と位置、スタッフの名前、処理の方法、使用した機器、すべての初期設定への変更。</li> <li>－ 標本抽出とデータ解析は、厳格かつ試験済みの方法で行なわれるべきである。</li> </ul>
分析	<ul style="list-style-type: none"> <li>－ 分析は記録されるべきである。たとえば日時と位置(または標本抽出区の境界)、分析担当スタッフの名前、分析方法、使用機器、データ保存方法。</li> </ul>
報告	<ul style="list-style-type: none"> <li>－ 適切な時に経済効率の高い方法での、全ての結果の解釈と報告。</li> <li>－ 報告は簡潔で、仮説が支持されたか否かを示さなければならない。</li> <li>－ 報告は、さらなるモニタリングの必要性等、管理のための勧告を含まなければならない。</li> </ul>

## 決議

## 3. モントルーレコード運用のガイドライン

3.1 モントルーレコードは、生態学的特徴を損なうような変化がすでに起きてしまった、起きつつあり、または起こるおそれがある場合、それゆえ優先的な保全措置が必要とされる登録湿地に焦点を当てるための、基本的な仕組みである。それはラムサールデータベースの一部として維持され、また継続的な見直しの対象となる。

3.2 登録湿地がモントルーレコードに含まれるべきかどうかを考慮する際、以下の手続きが順守されるべきである。

3.2.1 締約国は、潜在的または実際の生態学的特徴の否定的な変化を理由に、対応措置や支援の必要性に対する注意を喚起するため、登録湿地をモントルーレコードに記載するよう求めることができる。別の方法としては、事務局はパートナー機関、他の国際または国内NGO、または他の関心を持っている組織から、否定的な変化が実際に起きているかまたはその可能性があるという情報を受けて、関係する締約国にこの情報に対する注意を喚起し、問題となっている登録湿地がモントルーレコードに含まれるべきかどうか問い合わせることができる。登録湿地は当該締約国の承認によってのみ、モントルーレコードに含めることができる。

3.2.2 条約事務局は、パートナー機関、他の国際または国内NGO、または関心のある組織から受け取った情報を、簡潔かつ自主的な質問表(下記の『モントルーレコード質問表』参照)とともに、締約国に送付する。この質問表は通常は、事務局に3ヶ月以内に返送されるものとする。しかし途上国と経済が移行段階にある締約国を考慮し、この締切の期限は柔軟にすべきである。

3.2.3 当該締約国の同意のもと、「登録湿地の生態学的特徴の実用的定義とそれらを記載し維持するためのガイドライン」に沿った形で科学技術検討委員会の助言を求めため、この質問表の回答は事務局より委員会に転送される。事務局は締約国の合意のもと、質問表の回答をもととの情報を提供した機関に送付する。もし締約国がこれに同意できない時は、事務局は当該締約国の決定を連絡する。

3.2.4 科学技術検討委員会による専門的な意見または助言は、事務局により締約国と、ももとの情報を提供してくれた機関(もしそれが締約国ではない場合)に送付される。

3.2.5 登録湿地がモントルーレコードに含まれるべきかどうかの決定も含め、どの様な措置を取るかを定める目的で、科学技術検討委員会の意見と助言を、事務局は当該締約国とともに論議する。適切な場合には、事務局との協議の上締約国によってなされた決定は、科学技術検討委員会と他の関心を持っている組織に通知される。

3.2.6 3年ごとの国別報告書の中で、モントルーレコードに含まれている登録湿地の保全状況について、締約国は条約事務局に報告を行う。もし必要ならば、事務局の求めに応じさらに情報を提供する。

3.3 モントルーレコードに掲載されている登録湿地の削除を考慮する際には、次の手続きが順守されるべきである。

3.3.1 モントルーレコードに掲載されている登録湿地を取り除く要求が、当該登録湿地をその領域内に含む締約国から条約事務局に提出される。あるいは、事務局は他の情報源から、登録湿地の生態学的特徴の変化の危険がもはやないことを示唆する情報を受け取る。

3.3.2 簡潔な質問表(以下の『モントルーレコード質問表』参照)を事務局は締約国に送付し、「登録湿地の生態学的特徴の実用的定義とそれらを記載し維持するためのガイドライン」に沿って助言を求めため、その回答結果を科学技術検討委員会に送る。

3.3.3 委員会の専門的意見または助言と一緒に、科学技術検討委員会のさらなる情報の請求は事務局が締約国に送付する。また事務局は、他からの情報も求めることができる。

3. 3. 4 締約国から要請があった場合は、理想的には事務局の適切なスタッフ、科学技術検討委員会の地域出身メンバー、そして他の適当な専門家による登録湿地訪問を条約事務局は組織することができる。

3. 3. 5 科学技術検討委員会の助言と意見を考慮した後、締約国の要求に基づき問題となっている登録湿地はモントルーレコードから取り除かれる。最終的な決定は締約国によってなされるものとする。

3. 3. 6 当該締約国が反対しない限り、締約国が行った決定についての情報を事務局は他の関心を持つ組織に提供する。

## モントルーレコード質問表

### 第1部：登録湿地のモントルーレコード掲載の可能性を評価するための情報

#### 基本項目

- \* 登録湿地の名称
- \* 登録湿地として指定された際の選定基準
- \* 生態学的特徴の変化、または可能性のある否定的な変化の性質
- \* 生態学的特徴の否定的な変化、またはその可能性の理由

#### 含まれる追加項目

- \* 登録湿地に関するインフォメーションシート提出日
- \* インフォメーションシートが更新された日付とその出典(例：国別報告書、国内湿地目録、特定研究)
- \* 登録湿地から得られる利益と価値
- \* 登録湿地から得られる利益と価値が減少または変化した程度
- \* もしモニタリング計画が実施されている場合には、その内容(方法、目標、集められたデータと情報の性質)
- \* もしすでに評価手続きがとられていた場合には、その内容(モニタリング計画から得られた情報がどの様に用いられたか)
- \* それまでもし事態改善および湿地復元措置がとられていた場合、あるいは計画中の場合には、その内容
- \* 締約国によって提供された参考資料のリスト(該当する場合)
- \* ラムサール事務局によって提供された参考資料のリスト(該当する場合)

### 第2部：モントルーレコードから登録湿地を削除する可能性を評価するための情報

- \* 事態改善、湿地復元または維持手段の成功の報告(もし、この質問表の第1部に書かれた内容と異なる場合に記述する)
- \* 提案されたモニタリングと評価の手続き(もし、この質問表の第1部に書かれた内容と異なる場合に記述する)
- \* 登録湿地の生態学的特徴、利益と価値が復元または維持された程度(詳細を記載する)
- \* モントルーレコードから登録湿地を削除する根拠(この質問表の第1部とともに、「モントルーレコード運用のためのガイドライン」を参照)
- \* 追加参考資料のリスト(該当する場合)

## 決議VI. 2 魚類に基づく国際的に重要な湿地を特定する特別基準の採択に関する決議

1. 締約国からの専門家、協力機関及び科学技術検討委員会の協力を得、魚類の生息地とし、または漁業の養殖場として国際的に重要な湿地を指定する際使用される基準の案を作り、またそのような基準を採用するためのガイドラインを作成するよう事務局に指示した勧告5. 9を想起し、
2. 魚類の生息地としての湿地の基準及びガイドラインを形作るため、科学技術検討委員会とその他の専門家に

## 決議

より行われた、広範囲な作業に謝意を表明し、

3. 魚類の重要な生息地としての湿地がますます重要視され、条約の及ぶ範囲の重要性を強調し、
4. 多くの場合、商業的漁業が漁業資源を持続的に利用するため、あるいは水環境に考慮することを目的とした法令によって規制されていることを認識し、

締約国会議は、

5. 本決議の別添1に付されている、魚類に基づく特別基準とその適用のためのガイドラインを採択し、モントルー会議の勧告4. 2で採択された国際的に重要な湿地を特定するための基準の不可欠な一部として含め、
6. 決議VI. 3の内容にあるように、これらの新基準の適用のガイドラインを向上させるための作業を科学技術検討委員会が続ける必要性を強調し、
7. 国際的に重要な湿地のリストに登録するためのこれらの新基準とガイドラインの使用と、国際的に重要であると特定された湿地に登録するよう締約国に求める。

### 決議VI. 2の付属書

#### 魚類に基づく国際的に重要な湿地に登録するための特別基準4及びその適用についてのガイドライン

##### 魚類に基づく特別基準4

1. 以下のいずれかの条件を満たせば、国際的に重要な湿地と見なす。
  - (a) 固有な魚類の亜種、種または科、生活史の一段階、種の相互作用、また湿地の利益及び価値を代表する個体群を維持しており、それにより、世界の生物多様性に貢献している。
  - (b) 魚類の採食場及び産卵場として重要で、湿地及び他の場所の魚類資源が依存する回遊経路となっている湿地である。

##### 基準4(a)の適用のためのガイドライン

1. 1 魚類は湿地と結びついている最も数の多い脊椎動物である。世界的には、18, 000種以上が、ラムサール条約で定義されている湿地で生息している。
1. 2 基準4(a)の重要性は、湿地が魚類及び甲殻類の高い多様性を持っていれば、他の基準の要求を満たさなくても、国際的に重要な湿地として指定できることである。さらにこの基準は、亜種、種及び科の数、異なる生活史の段階、種の相互の関係及び前述の分類群と外部環境との関係の複雑性のような、多様性を取る様々な形を強調している。したがって魚類の多様性は、種内の、種間の、生態系の多様性を含む。それはまた、遺伝子学的に近似した種内の生態的単位、例えばサケの遡上、世界の多くの地域の海域毎に識別される海産魚の異なる地理的な系統等も含まれる。種を数えるだけでは、特定の湿地の重要性を評価するのに十分ではない。
1. 3 加えて「ニッチ」、すなわち種がその生活史の異なる段階で果たす異なる生態的地位の概念も考慮する必要がある。この点は、特に動物がその生活史で示す姿形に関係している。例えば、サンゴ、蔓脚類(訳注 まんきゃくゐ=フジツボなど)、多くの水生昆虫、両生類、幼生及び葉形幼生時代のある魚類、またスズメ目の鳥類、猛禽類、幼鳥時には羽のないサギ類等の鳥類等である。

1. 4 この多様性の解釈には、高い水準の固有性あるいは多様性が重要であることが潜在的に含まれている。「固有種」はある地域、おもに国あるいは大陸に特有の種であり、他のどこにも見られない種である。多くの湿地が、高い固有性を持つ魚類相により特徴づけられている。
1. 5 固有性の程度の測定は、国際的に重要な湿地の識別に利用される。魚類相の少なくとも10パーセントが、一つの湿地あるいは自然状態で分類される湿地群に固有のものであれば、その湿地は国際的に重要であるとみなされる。しかし、他に適合する特徴があれば、固有の魚類がいないことで資格を失うわけではない。アフリカのグレート湖、ロシアのバイカル湖、ペルー・ボリビアのチチカカ湖のような、乾燥した地域の石灰岩地のすり鉢穴や洞窟にできた湖では、固有性のレベルは90パーセントにのぼる湿地もある。しかし、10パーセントという数字は、世界中で適用するための実践的な数字である。固有の魚類種が生息しない地域でも、地理的な系統のような遺伝的に明らかな種以下の区分での固有性が利用されるべきである。
1. 6 世界で魚類の977種以上が絶滅の危機に瀕しており、少なくとも28種が最近絶滅した(Groombridge 1993)。希少な、あるいは絶滅の危機に瀕した種が湿地に生息することは重要な特性であるが、それは基準2で満たされている。
1. 7 指標種、旗艦種及び中枢種概念も重要である。「指標」種の存在は、よい質の湿地を判断するのに役立つ。「旗艦」種(例えば、ソデグロヅル、フラミンゴ、サバクキプリドン、チョウザメ等)は、保全活動の中で象徴的な高い価値を持っている。また「中枢種」は、不可欠な生態的役割を果たしている。数が多く広範囲にわたる中枢種の重要な生態的役割の認識と、それらの保全の重要性は、おそらく伝統的な保全体系にはなじみがないが、十分考慮されるべきである。指標、旗艦及び中枢種の相当な個体数を有する湿地は、国際的に重要な湿地として保全するに値する。
1. 8 生物多様性の重要な構成要素は、生物的不均質性、すなわち群集の中での形態または生殖形態の幅である。湿地群集の生物的不均質性は、生息地の時間的、空間的多様性と予測可能性によって決定される。すなわち、より生息地が不均質で予測できなければ、魚類相の生物的不均質性は大きくなる。
1. 9 例えばマラウィ湖のような安定した古代からの湖には、600種以上の種がおりその92パーセントが口の中で稚魚を養うカワスズメ科の種であり、また2-3科の魚類しかいない。対照的に、湿潤と乾燥の時期が入れ替わるようなオカヴァンゴ湿地のような沼地の氾濫原では、60種しかいなくても形態及び生殖形態が非常に多様であり、多くの科が存在し、大きな不均質性を持っている(Bruton&Merron 1990)。
1. 10 湿地の国際的な重要性を評価するためには、生物多様性と不均質性の双方を計測されるべきである。
1. 11 移入水生動物の問題も考慮される必要がある。魚類(魚類、甲殻類)は、人によって偶然あるいは故意に、ある集水域、海洋、大陸から他へ広く分散されており、時にはその地域の動物相や生態系に悲惨な結果をもたらすこともある。北アメリカのローレンシヤングレート湖のように、湖で観察される種数は大きく減少はしなかったが、固有の動物相が急激に変化した事例もある。またアメリカのサクラメントーサン ホアキン河口のスーザン沼地では、外来種の導入により湿地で観察される種数が2倍になった。他にアフリカのビクトリア湖のような事例では、乱獲と汚染と結びつき、固有種の多様性の大幅な減少を引き起こした。生物多様性と不均質性の計測の際、生態系の真の固有の価値を測ろうとするなら、固有種を代表する集合のみを考慮に入れるべきである。
1. 12 氷河期に形成され、移入された種しかいない多くの高所の湖では、状況は単純ではない。世界の重要な商業的漁業、娯楽フィッシング、また生活のための漁業は、移入された種、特にマス、コイ、サケ、バス、ティラピア等に基盤を置いている。さらに、例えば生物的防除など湿地にとって有益な影響を与えている外来種もある。一般的に、固有の種の多様性に良くない影響を与えたり、確かな判断ができるだけの十分なデータがない場合には、魚類や甲殻類の外来種の導入は避けるべきである。

## 2 基準4(b)の適合判断のためのガイドライン

2. 1 多くの魚類(甲殻類を含む)は、産卵や幼期の生育、採食のそれぞれの場所が広く拡散しており、かつそ

## 決議

これらの地域の間を長距離に渡る移動を行うなど、複雑な生活史を有している。もし、魚類の種や系統を維持しようとするなら、これらの場所は魚類の生活史を完結させるために必須なものであるため、そのすべての場所を保全することが重要である。沿岸の湿地（沿岸の潟や河口、塩性湿地、海岸の岩礁や砂丘を含む）に確保され、生産性が高く水深の浅い生息場所は、成熟した魚類の生育地や、採食・産卵場所として広く使われている。よってこれらの湿地は、たとえ成熟個体群そのものに隠れ場所を提供しないとしても、魚類の系統種の保存のためには必須の生態学的な過程（プロセス）を支えている。

2. 2 さらに河川や沼沢地、湖沼の多くの魚類は、ある生態系の中で産卵が行われても、成熟期にはその他の内水面や海洋で生活をする。湖の魚類は産卵のために河川を遡上するのが普通であるし、河川の魚類は産卵のために湖や河口、または河口を越えた海まで下る。多くの沼沢地の魚類は、産卵のためにより深く常時水のあるところから、浅いところや一時的に氾濫した場所に移動を行う。したがって、ある河川の水系の一部を構成し明らかに重要でない湿地であっても、湿地の上流・下流にわたる広い河川の区域の適切な機能の維持のために不可欠なものである。

2. 3 国際的に重要な湿地の指定の基準の採択は、あくまでもガイドラインであり、特定の湿地やその他のどんな湿地でも、締約国の漁業を規制する権利を侵すものではない。

## 定義

集水域：河川とそのすべての支流が集まる範囲。流域または分水界とも言う。

固有種：ある特定の地域にのみ見られる種。すなわちそこ以外世界で見られない種。ある一群の魚類が亜大陸に元々いた種とすると、その中の一部の種が亜大陸の一部に固有と言える。

科：共通の系統学的起源を持つ属と種。例えば、ニシン科の海産魚類、イワシ類、ニシン類などのニシン科の魚類。

魚類：あらゆるヒレを持つ魚類、無顎口魚類（メクラウナギ類とヤツメウナギ類）、（サメ類、エイ類、ガンギエイ科とその仲間、軟骨魚綱）と硬骨魚類（硬骨魚綱）と下記の一部の甲殻類とその他の水生無脊椎動物。

典型的な（ラムサール条約で定義された）湿地に生息する魚類の目は以下を含み、かつ湿地の利益、価値、生産性、多様性を表している。

無顎口魚類	無顎動物下門 メクラウナギ目 ヤツメウナギ目
-------	------------------------------

軟骨魚類 軟骨魚綱	ホシザメ類、ツノザメ類、サメ類とその仲間（ツノザメ目） エイ類（エイ目） アカエイ類とその仲間（トビエイ目）
-----------	--

硬骨魚類 硬骨魚綱	オーストラリアハイギョ（ケラトドゥス目） 南アメリカとアフリカのハイギョ（レピドシレン目） ビチャー（ポリプテルス目） チョウザメ類とその仲間（チョウザメ目） ガーパイク類（レビゾステウス目） アミア類（アミア目） アロワナ類、エレファントノーズ類とその仲間（オステオグロスム目） ターポン類、ソトイワシ類（カライワシ目）
-----------	--

ウナギ類(ウナギ目)  
 ピルチャード類、イワシ類、ニシン類(ニシン目)  
 サバヒ類(ネズミギス目)  
 コイ類、ミノ類とその仲間(コイ目)  
 カラシン類とその仲間(カラシン目)  
 ナマズ類とゴンズイ類(ナマズ目)  
 カワカワ類、キュウリウオ類、サケ類とその仲間(サケ目)  
 ボラ類(ボラ目)  
 トウゴロウ類(トウゴロウイワシ目)  
 サヨリ類(ダツ目)  
 メダカ・カダヤシ類(メダカ目)  
 トゲウオ類とその仲間(トゲウオ目)  
 ヨウジウオ類(ヨウジウオ目)  
 シクリッド類、スズキ類とその仲間(スズキ目)  
 カレイ・ヒラメ類(カレイ目)

いくつかの甲殻類群:

コエビ類、ロブスター類、淡水産ザリガニ類、クルマエビ・テナガエビ類、  
 カニ類(甲殻綱)  
 イガイ類、カキ類、pencil baits、マテガイ類、カサガイ類、タマキビガイ類、  
 エゾバイ類、ホタテガイ類、ザルガイ類、アサリ類、アワビ類、タコ類、イカ類、  
 コウイカ類、(軟体動物)

その他の特定の無脊椎動物:

カイメン類(海綿動物門)  
 サンゴ類(刺胞動物門)  
 タマシキゴカイ類、ゴカイ類(環形動物門)  
 ウニ類、ナマコ類(棘皮動物門)  
 ホヤ類(ホヤ綱)

漁業資源: 魚類の個体群のうち利用の可能性のある部分

魚類(fishes): 魚類(fishes)は2種以上の種類を含む複数形として用いる。

原産種: 特定の場所に自然に原産し生息する種

生活史段階: 魚類や甲殻類の発生上の段階。例) 卵、胚、幼生、レプトケファルス(葉形幼生)、ゾエア、動物プランクトン段階、幼生、成体、後成体

回遊経路: サケやウナギなどの魚類が、産卵場や採食場や稚魚の成育場の間を移動する際遊泳する経路。回遊経路はしばしば国境やそれぞれの国の管理区域の境界線をまたぐ。

稚魚の成育場: 魚類の発生上の早い段階で隠れ家や酸素と食物を提供し、魚類によって使われる湿地。巣を守るティラピアなど、いくつかの種が幼魚を守るために親が稚魚の成育場に残留するが、巣を守らないナマズ類のように、生息地が隠れ家となっている場合を除けば、その他の種の幼魚は、親により保護されることはない。

湿地が稚魚の成育場となる可能性は、冠水、潮の交換、水温の変動、栄養分の変化などの湿地の自然の周期

## 決議

がいかに保たれるかにかかっている。湿地に支えられた漁業の92%の漁獲量の変動は、最近の湿地での洪水の記録により説明できると、ウエルカム(1979)は示した。

個体群数: 同じ種で構成された魚類の一群。湿地の群集はその湿地に生息する植物と動物のすべての種により構成される。

相当な割合: 極地の生物地理区では、「相当な割合」は3-8の亜種、種、科、生活史の段階または種間関係で、温帯域では15-20亜種、種、科などで、熱帯では40亜種、種、科などだが、これらの数字は地域により異なる。種の「相当な割合」はすべての種を含み、経済的に価値のある種に限られない。一部の「相当な割合」の種が生息する湿地では、魚類にとっては重要でない生息地で、たとえ熱帯でもマングローブ湿地の淀みや、洞窟湖、死海の高塩分濃度の周辺域の水たまりなどでは、数種の魚類しか含まれない場合がある。劣化した湿地の復元された場合に「相当な割合」の種を支える可能性は、考慮される必要がある。例えば高緯度域や最近氷河が通過した地域や周辺部の魚類の生息地など、自然に魚類の多様性が低い地域では、種内の遺伝的に分けることのできる群も数に含めることができる。

産卵場: 魚類により、求愛、交配、配偶子(精子、卵など)の放出、配偶子の受精、受精した卵の放出のために利用される部分の湿地。例として挙げられるのはニシン、コハダ、ヒラメ、ザルガイと淡水湿地のたくさんの魚類。産卵場は、河川域、河床、湖沼の沿岸または深いところ、氾濫源、マングローブ、塩性湿地、ヨシ原、河口または浅海域などが挙げられる。河川からの流入する淡水は、隣接した海岸に産卵に好適な状態を作っている場合もある。

種: 野生状態で交配または交配可能な自然に起こる魚類の個体群。

種間相互作用: 種間での特定の利益や重要性を持つ情報やエネルギーの交換。例は、共生、片利共生、相互資源防衛、共同繁殖、托卵行動、先進的(advanced)子の世話、社会的狩猟、例外的な捕食者-非捕食者関係、寄生、高次寄生。種の相互作用はすべての生態系で起こるが、例えばサンゴ礁、古い湖沼などの生物多様性の重要な構成要素となっており種が豊富な極相の群集で特に発達している。

湿地の利益: 湿地が人に提供する便益。例えば、水の浄化、飲料水の供給、魚類、植物、建築材、家畜のための水、アウトドアレクリエーション、教育。

湿地の価値: 湿地が自然生態系の機能の中で果たす役割。例えば、洪水の軽減と調節、地下水と表流水の維持、沈殿物の保留、侵食の調節、汚染の軽減、生息地の提供。

## 参考文献

Bruton, M. N. & G. S. Merron, 1990: "The proportion of different eco-ethological sections of reproductive guilds of fishes in some African inland waters," *Env. Biol. Fish* 28: 179-187.

Groombridge, B. (ed.), 1993: 1994 IUCN red list of threatened animals. IUCN, Gland. 286 pp.

Welcomme, R. L., 1979: Fisheries ecology of floodplain rivers. Longman, London. 317 pp.

## 決議VI. 3 国際的に重要な湿地選定のための基準とガイドラインの見直し

1. ラムサール条約の締約国が「領域内の適切な湿地を国際的に重要な湿地のリストに含むために指定」(条文第2条1)すること、またリストに含まれる湿地(登録湿地)選定する際の手引きを提供するため、第4回締約国会議(1990年、スイスのモントルーで開催)で「国際的に重要な湿地」に関する勧告4. 2が採択されたことを想起し、
2. さらに勧告4. 2で、一般的な性質の二つの基準、すなわち
  - i) 典型的な、もしくは比類のない湿地に関する基準



## ii) 動植物に基づく一般的な基準

そして水鳥に基づく特別な基準、およびこれらの基準を適用する際のガイドラインが採択されたことを想起し、

3. 今回の会議の分科会Eで討議された、「国際的に重要な湿地の選定のための魚類に基づく特別な基準の採用」の決議VI. 2が、特に開発途上国で重要な価値がある、魚類に基づく基準の適用の際の具体的な手引きを、その付属書に含めていることに注目し、

4. さらに魚類に基づく基準に添えられたような、より詳しいガイドラインの採用によって、既存の三つの基準に基づく国際的に重要な湿地の選定が容易になるであろうことに注目し、

5. 条約を普遍的に適用するための最終的な判断基準を確立するために、勧告4. 2では既存の基準にさらに修正を加えないよう求めているものの、科学技術検討委員会において既存の基準の見直しが必要であると提案されていることを意識し、

6. さらに条約の戦略計画(行動目標6. 3)は、締約国会議と科学技術検討委員会にラムサール条約の基準を定期的に検討するよう要請していることを意識し、

7. 分科会Eでの発表でも、基準の見直しとガイドラインの拡張が要請されていることに注目し、

8. さらに適用に際して、追加的基準やガイドラインが必要になるとと思われる、戦略計画(行動目標6. 2. 3)の「現在登録の少ない湿地タイプ、特に適当な場合には、サンゴ礁、マングローブ、藻場、泥炭地」に関する言及、決議VI. 5の地下のカルスト地形湿地に関する内容、泥炭地に関する勧告6. 1、サンゴ礁と周辺の生態系に関する勧告6. 7に注目し、

締約国会議は、

9. 適切な専門家とパートナー機関の協力とともに条約事務局の助力を得て、戦略計画の行動目標6. 3、分科会Eでの討論、現在登録の少ない湿地タイプに関する勧告に照らし合わせ既存の基準を見直し、ガイドラインを改訂することを、科学技術検討委員会に要請する。

10. その過程で、湿地から得られる文化的価値と利益、またはそのいずれかを考慮にいれることを科学技術検討委員会に求める。

11. さらにこの見直しの結果が常設委員会に提出され、次回の第7回締約国会議の場で考慮、可能な場合には採択されることを要請する。

12. 地下水貯蔵や水質改善といった、重要な自然水文学上の機能に基づいて、ラムサールの登録地指定が行われる可能性を検討するよう、科学技術検討委員会に強く要望する。

**決議VI. 4 水鳥に関する特別基準を運用するための個体群の数算出方法の採択**

1. 国際的に重要な湿地の証明であり、条約、決議及び勧告でも言及されている水鳥の生態的価値を再度明らかにし、

2. 水鳥にとって重要な多くの登録湿地は、選定基準3C(水鳥に関する特別基準)の妥当性を実証するために、信頼できる情報を継続的に必要としていることを認め、

3. 決議5. 9によって、選定基準3Cに基づく水鳥の国際的な個体群の数の算出方法を定期的に見直すことが求められ、またさらに数値やデータを見直し、将来締約国会議に提出することがIWRB(現国際湿地保全連合)に要求されていることを想起し、

## 決議

4. イギリスで自然保護共同委員会によって開催され、デンマークの国立調査研究所およびIWRBが参加した専門家会議で、旧北区西部～太平洋東部地域のフライウェイの水鳥の個体群の数の算出方法の改正について、今後の予定および本締約国会議の分科会Eで結果をまとめることで合意したことを認識し、またさらに1%基準を短期間に変え、国際的に重要である可能性の高い湿地が登録できなくなることを避ける必要性を特に認識し、

5. 国際的な水鳥の個体群の数の算出方法と1%基準を一貫したものにするために、ラムサール条約とボン条約のアフリカ～ヨーロッパ間の渡り性水鳥の協定、あるいは他の条約および協定との間の技術協力の必要性を認識し、

6. 決議5. 9に対応し国際湿地保全連合がまとめた、今回の締約国会議に提出される改訂した水鳥個体群の数算出方法と1%基準についての仮報告書に注意し、

締約国会議は、

7. 国際水鳥調査を継続して発展させ、選定基準3Cの妥当性についての重要な根拠を、地球規模で明らかにすることを国際湿地保全連合に対し強く促す。

8. 水鳥の個体群の数の算出方法と1%基準の見直しをし、特に基準に信頼性を持たせるために、水鳥研究グループの専門家のネットワークを利用し、条約事務局、締約国、他の条約とともに働き、そして第7回締約国会議で活動結果について報告するよう国際湿地保全連合に勧める。

9. もし水鳥の個体群の数があまり知られていない、もしくは急速な変化が認識されないのであれば、1%基準は3年ごとの締約国会議で見直されるべきであることに同意する。そして、

10. 次の3年間の登録湿地を指定する際、彼らの出版物に基づいたこれらの算出方法および数値基準を利用するよう、締約国に対して求める。

### 決議VI. 5 ラムサール分類体系の中の湿地タイプへの地下カルスト湿地の追加。

1. 条約の前文が、「水の循環の調整するものとして、および湿地特有の動植物相を支える生息地としての湿地の基本的な生態学的機能」を認識していることを想起し、

2. さらに条約の目的のため、条文第1条1は湿地を「天然のものであるか人工のものであるか、永続的なものであるか一時的なものであるかを問わず、さらには水が滞っているか流れているか、淡水であるか汽水であるか鹹水であるかを問わず…」と認識していることをさらに想起し、

3. 条約の第2条2は、生態学、植物学、動物学、陸水学、水文学の観点からの国際的な重要性に基づいて登録湿地が選定されるべきであると定めていることを意識し、

4. 一部の地下洞窟とカルスト系は、特化した脊椎動物と無脊椎動物種のための環境を提供し、また多くの場合これがなくては乾燥地となる地域の地下水源となり、天然の地下湿地を形成し、生態的、文化的、科学的、美観上、レクリエーション上の価値を持つ資源を形成することを認識し、

5. 「ラムサールデータベースやその他適切な機会に情報を提供する」場合で、「湿地タイプ」を記載する際、「湿地分類法」を使うよう勧告4. 7が要請していることを想起し、

6. 標準化された湿地分類法の使用を、条約が継続的に促進する必要があることを認識し、

7. 勧告4. 7の付属書2Bに含まれる現行の湿地分類は、地下のカルストや洞窟湿地を含まないことに注目し、

締約国会議は、

8. 地下カルストと洞窟の水文系をラムサール湿地分類法に加えることを決定する。
9. 領域内のカルストと洞窟湿地系の重要性を評価し、登録湿地としての指定を検討することを締約国に強く求める。

## 決議VI. 6 湿地保全基金

1. 湿地保全基金の設立に関する決議4. 3と、同基金の将来的な資金提供と運営に関する決議5. 8を想起し、
2. 湿地保全基金がその設立以来、41の開発途上国の55のプロジェクトに対し、計1, 688, 545スイスフランの援助を行ってきたという満足すべき事実に注目し、
3. 基本予算から同基金への配分を補助する意味で、湿地保全基金に対し自発的な献金をしてきた締約国とパートナー機関に対して、また湿地保全基金に提出されたプロジェクトの専門的評価の際、事務局に協力したIUCN(国際自然保護連合)と国際湿地保全連合(ウェットランド・インターナショナル)に対して謝意を示し、
4. 湿地保全基金に託された資金が、同基金に提案された多くのプロジェクトに対し資金提供できるほど十分ではなかったこと、また基金へのより多くの資金提供を促すための1997-2002年戦略計画の該当項目に基づいて、新たな活動が望まれていることを意識し、
5. そのような小規模の助成を行う仕組みが、その資金の額ゆえに多くの場合、多国間または二国間の開発援助機関が考慮の対象としないため、湿地の保全と賢明な利用の分野の活動を支援する点で果たし続けるであろう重要な役割を確信し、
6. さらにそのような小規模の助成の仕組みが有効であるためには、柔軟で迅速な方法で運用されなければならないことを意識し、
7. 本条約下の義務遂行のために外部からの基金をも必要とする場合もありうるので、湿地保全基金の資金提供は、ODA(政府開発援助)や公的援助を受けることのできる全締約国に対してなされるべきであることを考慮し、

締約国会議は、

8. 以下の決定を下す。
  - (a) この助成の本来の性質と目的を表現するため、湿地保全基金を「ラムサール条約湿地保全および賢明な利用のための小規模助成基金(ラムサール小規模助成基金)」と改称する。
  - (b) 経済協力開発機構(OECD)の開発援助委員会(DAC)によって作られた、援助享受国リストのすべての国が、「ラムサール小規模助成基金」の助成を受ける資格があるものとする。
9. 基金配分の決定方法を含め基金の運用方法を見直し、必要と思われる場合には運用方法の変更を実施する権限を、常設委員会に対し与える。
10. 「ラムサール小規模助成基金」で利用可能な資金レベルを、少なくとも年間100万米ドルまで増額すべきとした決議5. 8で示された確信を今一度表明する。

## 決議

11. 適切な広報資料を作成して、助成の最低レベルを確保するための積極的な基金増額キャンペーンに着手することを、事務局長に要請する。

12. この目的の事務局長の基金増額キャンペーンに対し、締約国とパートナー機関、NGOが支援し、またその他の団体個人も可能な立場にある場合には基金に献金することを求める。

### 決議VI. 7 科学技術検討委員会

1. 科学技術検討委員会 (STRP) のメンバーは、適切な科学技術知識を持ち、締約国会議によって指名されるが、国の代表としてではなく個人として活動を行うものとした決議5. 5による委員会の創立を想起し、

2. 1993年10月スイスのグランで行われた第14回ラムサール常設委員会で、第6回締約国会議が終了するまでの期間、締約国会議や常設委員会、事務局に助言を行うため、締約国からの提案に基づき、また各地域が均等に代表されるように注意を払い、7人の科学技術検討委員会のメンバーが指名されたことに注目し、

3. さらに常設委員会が決議5. 5に列挙された課題の検討を行った後、科学技術検討委員会に対し、以下の三つの特定の項目に集中するよう要請したことに注目し、

(a) 国際的に重要な湿地を選定するための基準の見直しを行う。特に勧告5. 9が要請している、生物多様性や漁獲高にも留意した、魚類に関して重要な湿地に関する基準やガイドラインの設立。

(b) 勧告5. 2が要請している、登録湿地に関する「生態学的特徴」と「生態学的特徴の変化」の定義。そして

(c) 決議5. 4が要請している、モントルーレコードの適用の見直し。

4. 第5回締約国会議以降の、上記の三つの課題やラムサール条約の履行に重要な他の科学的技術的問題への科学技術検討委員会メンバーの貢献に感謝し、

5. これまでの科学技術検討委員会のメンバーがその報告書の中で表明している、今後科学技術検討委員会が条約のために行う可能性のある業務、すなわち、「ラムサール条約湿地保全および賢明な利用のための小規模助成基金」に提出されたプロジェクトの検討、登録湿地選定のための基準の継続的な見直し、モントルーレコードと管理ガイダンス手続きの運用に対する見解を記録にとどめ、

締約国会議は、

6. 決議5. 5の内容に以下の変更を加え、再確認する。

(a) 正式メンバーが参加できない場合でも、各地域の意見が毎回科学技術検討委員会で確実に反映されるようにするため、正式メンバー選出と同様の手続きで代理メンバーを選出するものとする。代理メンバーは、指名された正式メンバー本人が出席できない時のみ会議に出席するが、すべての科学技術検討委員会の課題に関して意見を求められ、関連文書を受け取るものとする。

(b) 科学技術検討委員会は、要求に応じて意見情報を提供するネットワークによって支えられる。このネットワークは、締約国によって推薦される専門家を含み、通信連絡によって協議を行うものとする(ファックスや電子メールを含む)。

7. 締約国会議や常設委員会への科学技術委員会メンバーの参加の価値を強調し、そのために必要となる追加資金の確保のために最大限の努力をするよう締約国、常設委員会、条約事務局に対し要請する。

8. 先の締約国会議において締約国から示された意見と課題の優先順位を考慮した上で、その例年の会議に

において科学技術検討委員会の翌年の主な任務を規定することを、常設委員会に対し求める。

9. 生物多様性条約の科学上および技術上の助言に関する補助機関 (SBSTTA) や、他の環境関連条約に助言を与える同様の機関と緊密な関係を築くよう、科学技術検討委員会に対し奨励する。

10. 第6回締約国会議を終えてから第7回会議を終えるまでの間の科学技術検討委員会の正式メンバーと代理メンバーは、1995年9月ブリスベンで行われた第16回常設委員会のために提出された締約国による提案に基づき、常設委員会によって勧告された人々に委ねられることが決定した。各メンバーは以下の通りである。

#### 正式メンバー

アフリカ:	ヤー・ンティアモア＝ベドゥ女史 (ガーナ)
アジア:	菰田誠氏 (日本)
東ヨーロッパ:	ミハリイ・ベグ氏 (ハンガリー)
中南米:	ロベルト・シュラター氏 (チリ)
北アメリカ:	アラン・スミス氏 (カナダ)
オセアニア:	キース・トンプソン氏 (ニュージーランド)
西ヨーロッパ:	フランソワ・ルトウルノー氏 (フランス)

#### 代理メンバー

アフリカ:	アブバカール・アウェス氏 (ニジェール)
アジア:	C. L. トリサル氏 (インド)
東ヨーロッパ:	ミクラス・リシキ氏 (スロヴァキア)
中南米:	ピーター・ベーコン氏 (トリニダード・トバゴ)
北アメリカ:	モウリシオ・セルバンテス＝アブレゴ氏 (メキシコ)
オセアニア:	マックス・フィンレイソン氏 (オーストラリア)
西ヨーロッパ:	パレ・ワード・エブセン氏 (デンマーク)

### 決議VI. 8 事務局長に関わる事項

- 事務局の最高責任者である事務局長職を設置した第3回締約国会議 (1987年、カナダのレジャイナで開催) の条約事務局に関わる決議を想起し、
- さらに事務局長の責務を規定した第4回締約国会議 (1990年、スイスのモントルーで開催) の決議を重ねて想起し、
- ラムサール条約の法人格はIUCN (国際自然保護連合) により与えられている事実、さらにIUCNは条約に対し専門的知見のみならず多くの事務業務を提供している点を意識し、
- 財政や予算事項、人事管理、施設管理の権限委任はIUCNの事務総長より条約事務局長に与えられていることを記録し、
- 締約国に協力支援を行っているラムサール事務局に対する事務局長の指導的監督的役割を強調し、

締約国会議は、

- 条約の初代事務局長を務めたダニエル・ネイビッド氏の、過去15年にわたる当条約の発展に対するその多大な貢献に感謝の意を表し、
- ネイビッド氏の辞任後、事務局長代行の任命と新事務局長選任のための手続きを設定した常設委員会議長及び委員各位の行動を支持し、

## 決議

8. 円滑な移行を行うため、常設委員会議長であるルイス・ラコス女史(ハンガリー代表)の重要かつ効果的な個人的役割に感謝の意を表し、
9. 1995年1月より7月まで事務局長代行を務めたジェームス・マクエイグ氏の協力支援に特別な感謝の意を表し、
10. マクエイグ氏が事務局長代行として責務を果たす許可を与えたカナダ野生生物局の申し出を感謝を持って認識し、
11. 新事務局長選任に関し、IUCNがたいへん効率よく便宜を計ってくれたことへの感謝をここに記し
12. 新事務局長デルマー・ブラスコ氏を歓迎し、条約発展のための責務遂行に成功することを祈りつつ、その地位をここに承認する。

### 決議VI. 9 生物多様性条約との協力

1. 決議5. 1として採択された『釧路声明』の中の「ラムサール条約が生物多様性条約と緊密に活動し、湿地の生物多様性保全に主導的な役割を果たすのは自然なことである」という言葉、そして2つの条約の事務局の間で積極的な協力をするよう求めている点を想起し、
2. 湿地の多様性が地球規模の生物学的多様性の重要な要素であることを強調し、
3. 環境関連の条約の業務で協調をすることを促進することで、限られた資源を最大限に有効活用し、業務の重複を避ける必要性を最確認し、
4. 1996年1月19日に署名されたラムサール条約事務局と生物多様性条約事務局の協力のための覚え書きを歓迎し、
5. 湿地及び生物多様性両条約の締約国である国々が、条約の履行と両条約の締約国会議の際の姿勢を調整する傾向が強まりつつあることを賞賛とともにここに記録し、
6. 生物多様性条約の第2回締約国会議の「他の生物多様性関連の条約との協力」に関する決議II / 13が「それらの条約の管理機構および生物学的多様性に関連する国際的な法的機関が各々の次回会議において、当条約の目標・目的の履行のため貢献できる方法を検討する」と呼びかけていることを記録にとどめ、
7. ラムサール条約の1997-2002年戦略計画の行動7. 2. 3が、締約国、ラムサール事務局及びパートナー機関に対し「特に国家生物多様性戦略の中に湿地関連の項目を含めること、そして湿地に関連するプロジェクトの計画と実施について、生物多様性条約との協力・協調を強めること」を求めていることに言及し、
8. 今回の会議の分科会Cでの湿地及び生物多様性両条約の間の協力に関する討議を考慮に入れ、  
締約国会議は、
9. ラムサール事務局にその業務計画の中で、生物多様性条約事務局との間で署名された協力のための覚え書きの履行に高い優先順位を与えることを求める。
10. 生物多様性条約の要求事項に応じ国家レベルで策定される計画、プログラムあるいは戦略、そして特別なプロジェクトの中に、湿地の生物多様性についての項目が含まれるよう確保して、生物多様性条約の目標達成に積極的に貢献するよう、各締約国のラムサール条約担当省庁に奨励する。

11. 生物多様性条約の科学上および技術上の助言に関する補助機関(SBSTTA)と情報を交換し、活動の協力協調を図り、常設委員会を通じてそれらの結果について締約国会議に報告することを、ラムサールの科学技術検討委員会(STRP)に求める。
12. 生物多様性条約の目標と目的の履行に対して、ラムサール条約が貢献することを考慮する要請を歓迎する。
13. 2つの条約に対する取り組みの協調を強めることにより、生物多様性条約の地球規模での生物多様性の保全のための幅広い業務の中で湿地分野でラムサールが貢献できるよう、締約国に要請する。
14. 1996年11月4日から15日まで開催予定の生物多様性条約第3回締約国会議の議題に、(常設委員会または事務局による)湿地の生物多様性保全のためラムサール条約を施行してきた際に達成された進展と遭遇した問題点についての報告を含め、これにより2つの条約の対象が互いに補完的であることを記録するよう要請する。

#### 決議VI. 10 地球環境ファシリティー(基金)とその実施機関－世界銀行、国連開発計画(UNDP)、国連環境計画(UNEP)－との協力

1. 1995年に採択された「地球環境ファシリティー(GEF)」の実行戦略の4つの主要分野が、生物多様性、気候変動、国際的な水環境、そしてオゾン層の減少であり、最初の3分野が湿地に直接関わるものであることを記録し、
  2. 地球環境ファシリティーの実行戦略で国際的な水環境に関わる章が、ラムサール条約との協力の可能性に言及していることを歓迎し、他の3分野とは対象的に、地球環境ファシリティー戦略によって定義される国際的な水環境を特別な対象とする地球規模の条約がないことを記録し、
  3. 途上国と経済が移行段階にある国々が、ラムサール条約履行のため資金を得る必要があることを認識し、そのためそういった資金を求める国々を支援するためにGEFや他の援助機関との連絡が主要業務となる開発援助担当官をラムサール事務局に設けるという原則を歓迎し、
  4. ラムサール事務局によってすでに確立された、地球環境ファシリティー事務局やその実施機関である世界銀行、国連開発計画、国連環境計画との結びつきを歓迎し、
  5. ラムサール事務局に「プロジェクトのスクリーニング、開発、評価に関わる多国間援助機関、特に地球環境ファシリティーのパートナーの世界銀行、国連開発計画、国連環境計画と緊密に業務を行う関係を維持」することを求める、ラムサール条約の1997-2002年戦略計画の行動7. 4. 3に言及し、
  6. 今回の会議の分科会Cでのラムサールと地球環境ファシリティー実施機関の協力に関する議論を考慮し、
  7. 分科会Cの中で表明された地球環境ファシリティーがその関連主要分野において対象となる締約国によって提出される湿地の保全と賢明な利用に関連したプロジェクトに資金を拠出する意志のあることを承認をもって記録し、
- 締約国会議は、
8. 地球環境ファシリティー事務局と地球環境ファシリティーの実施機関である世界銀行、国連開発銀行、国連環境計画と現在進めている協力をさらに拡大充実させることをラムサール事務局に指示する。
  9. 常設委員会の指導の下、ラムサール科学技術検討委員会(STRP)が地球環境ファシリティーの科学技術顧問委員会(STAP)と情報を交換し協力を進め、その結果を常設委員会を通じて締約国会議に報告することを

## 決議

指導する。

10. 締約国が各国においてラムサールと地球環境ファシリティーに対する取り組み方を協調させることを要請する。

11. ラムサール締約国でその対象とされる国々が、それぞれの領域内で1997-2002年戦略計画を実施できるよう、地球環境ファシリティーが直接的支援を提供することを要請する。

### 決議VI. 11 締約国会議の決議勧告の整理統合

1. ブリスベン市での第6回締約国会議までに、18の決議と72の勧告が採択されており、ブリスベン会議でさらに多くの決議勧告が採択されていることに注目し、

2. 締約国に利用される参考資料として、これらの決議勧告を定期的に編纂するために、多大な努力が払われていることを意識し、

3. 同様の目的のために、これまでの一連の締約国会議で採択された決議勧告を統合する必要があることを認識し、

4. さらにこのような決議勧告の統合をテーマ別に行うことにより、これらの文書の内容、意志表示、歴史的な流れ、潜在的な見落としや重複について認識や理解を著しく高めることができ、ひいてはラムサール条約の「1997-2002年戦略計画」の実施に多大な貢献をすることになると認識し、

5. ラムサール事務局によってそれぞれ1994年と1995年に発行された「ラムサール条約マニュアル」と「ラムサール条約の法的発達」と題する出版物が、決議勧告の統合のための価値ある参考文献としての役目を果たすことに注目し、

締約国会議は、

6. これまでの締約国会議と今回の会議で採択された決議勧告を、本決議に添付されている付属書に並べられた事項、また適切な場合には他のテーマに沿って統合した書類を準備することを決定する。

7. 事務局に対し、科学技術検討委員会および適切な場合には他の法律専門家と協議の上、次回締約国会議で条約の公式文書として採択することを検討するために、ラムサール決議勧告の統合した書類を準備するよう指示する。

8. 常設委員会に対し、決議勧告統合のための必要な措置を計らい、進展の検討を行うよう命ずる。

### 決議VI. 11の付属書

ラムサール条約決議勧告統合のための項目

以下の項目は、1980年の締約国会議(イタリアのカリアーリ)から1996年の締約国会議(オーストラリアのブリスベン)まで計6回におよぶ会議の決議勧告を、テーマ別に編纂する際に考慮されうるものである。

(a) 登録湿地選定のための基準およびガイドライン

(b) 賢明な利用の概念の定義、ガイドラインおよび追加手引き



- (c) 登録湿地および他の湿地における生態学的特徴の変化を特定し、報告し、モニタリングを行うための定義とガイドライン
- (d) 登録湿地および他の湿地における管理計画策定(湿地ゾーニングを含む)のためのガイドライン
- (e) 条約と、多国間開発銀行、地球環境ファシリティ、二国間開発援助計画を含む開発援助機関との関係
- (f) 条約の機関である常設委員会、科学技術検討委員会、事務局の業務内容および運営方法
- (g) 条約の機構である「ラムサール条約湿地の保全および賢明な利用のための小規模助成基金」や「モントルーレコード」等の実施のための運用手続きおよびガイドライン

### 決議VI. 12 国家湿地目録および登録候補地

1. 締約国会議で採択された選定基準に照らして国際的に重要である湿地を特に示す、国家湿地目録の準備を奨励する勧告4. 6および決議5. 3を想起し、
  2. 条約のもとで賢明な利用の義務を実施する際助けとなる、湿地資源の包括的な目録の価値に注目し、
  3. さらに条約の下での登録湿地の候補となりうる湿地を認識することの価値を重ねて注目し、
- 締約国会議は、
4. 科学的な国家湿地目録を準備し改訂する際に全ての湿地を含むよう、締約国に奨励する。
  5. 各締約国に対し、締約国会議で承認された選定基準に合致する湿地を正式に確認することを要請する。

### 決議VI. 13 ラムサール登録湿地に関する情報の提出

1. 登録湿地の変化やその兆候に関する情報を遅滞無く条約事務局に提出することを求める条文第3条2を想起し、
2. さらに、特に登録湿地あるいはその周辺の影響を及ぼしかねない人為干渉や脅威についての情報を含んだ、登録湿地の完全な情報シートを提出することを締約国に求めている決議5. 3を重ねて想起し、
3. 今回の会議に国際湿地保全連合(ウェットランド・インターナショナル)が提示した登録湿地データベースに保持されているデータの分析に感謝をもって留意し、
4. 締約国が提出した地図や記載がしばしば不十分な質であったという、今回の会議に提出された報告に憂慮し、
5. 条約の効果的な履行のためには、勧告4. 7で是認され決議VI. 5で改訂された『登録湿地のインフォメーションシート』および『湿地タイプの分類システム』を用いた、登録湿地の地図と記載の提出が必要であることを確信し、そして
6. さらに登録湿地が直面しているさまざまなタイプの脅威の構成に関しても、登録湿地と未登録湿地の状況の比較に関しても、現在の登録湿地データベースに保管されるデータからは結論を導き出せないことに重ねて留意し、

## 決議

締約国会議は、

7. 全ての登録湿地についてその地図および完全なインフォメーションシートを1997年12月31日までに条約事務局に提出することを優先させ、また湿地モニタリングの目的から少なくとも6年ごと(一回おきの締約国会議ごと)にそのデータを改訂することを締約国に促す。
8. さらに、条約の第3条2および決議5. 3を全うするよう締約国に重ねて促す。
9. 特に登録湿地に影響を及ぼすさまざまなカテゴリーの脅威の頻度ならびに分布の要約を提供し、また登録湿地として指定することでそのような脅威を減少させることができるのかどうかの結論を導くという観点から、国際湿地保全連合が登録湿地への脅威についての分析をさらに進めることを要請する。

### 決議VI. 14 ラムサール25周年記念声明、1997-2002年戦略計画と1997-1999年事務局活動計画

1. 25年前にイランの町ラムサールで湿地に関する条約が採択されたことを想起し、
  2. 湿地は地球の自然生態系の重要な構成要素であり、その水文学的、生態学的機能は地域の人口と開発を支え、生物多様性を維持していることを認識し、
  3. 結果的に全地球的な生物多様性の減少を伴う湿地の深刻な減少と機能低下が続いてきたこと、そして残された湿地の多くには、深刻で差し迫った脅威が続いていることに関心を払い、
  4. 文化的遺産、地域での実践、先住民の智恵の際立った重要性、それゆえ地域社会が湿地の賢明な利用と保全に重要な役割を果たすことを評価し、
  5. この条約がこの4半世紀に成し遂げたことを検討し、21世紀に向けての方向性を提起する「声明」の承認をもって、今会議において25周年を記念することが適切であると考慮し、
  6. 第5回締約国会議(1993年、日本の釧路市で開催)が決議5. 1の中で常設委員会に対して求めている内容、すなわち「第6回締約国会議において発表するために次期6ヶ年の戦略計画を準備する」という要請に注目し、
  7. 1997-2002年戦略計画が、締約国とNGOパートナーとの協議のもとに、常設委員会によって準備されたことを意識し、
  8. 条約の履行は、一方では締約国、常設委員会、科学技術検討委員会と条約事務局との間の、また他方では国際社会における他の環境関連条約を含む多数のパートナーと国内NGO、国際NGOとの間のパートナーシップであることを重ねて想起し、
  9. さらに、多くの締約国がラムサール『モニタリング手順』の名称をその本来の機能を正確に反映するよう変更することを望んでいることに注目し、
  10. さらに、常設委員会が事務局の活動計画遂行を監督する機能を重ねて想起し、
  11. 条約事務局の3ヶ年の活動計画を3ヶ年の予算に結び付けることの重要性を強調し、
- 締約国会議は、
12. 「ラムサール25周年声明」を採択する。

13. 条約履行のための基礎として、「1997-2002戦略計画」を承認する。
14. 「モニタリング手順」という名称を「ラムサール管理ガイダンス手順」と変更することを決定する。
15. 条約事務局の「1997-1999年活動計画」を採択する。

[付記:25周年声明、1997-2002年戦略計画、及び条約事務局の1997-1999年活動計画は、会議議事録の中で別々の文書として出版される]

#### 決議VI. 15 第7回締約国会議からの手続き規則の改正

1. ラムサール条約締約国会議の「手続き規則」を、特に生物多様性条約等最近の他の条約の締約国により採用されている手続き規則と照らし合わせる必要性に注目し、

締約国会議は、

2. 現行規則 2(2)を以下のように変更することを決定する。

「湿地の保全と持続可能な利用の分野に関連する、各国国内のあるいは国際的な団体や機関は、政府組織であれ非政府組織であれ、締約国会議に出席したい旨の希望を条約事務局に通知してあれば、出席している締約国の3分の1以上の反対がない限り、オブザーバーとしての出席ができるものとする」

3. 現行規則 2(6)を以下のように変更することを決定する。

「オブザーバーとして会議の出席を希望する団体もしくは機関は、会議参加者の氏名を、少なくとも会議開始一カ月前までに条約事務局に提出しなければならない」

4. 他の国際環境条約との調整をはかるよう改正された手続き規則を第7回締約国会議に提案するために、今後3年間に締約国会議の手続き規則の徹底的な見直しをおこなうよう常設委員会に要請する。

#### 決議VI. 16 加盟の手続き

1. 条約の締約国は「その領域内の適切な湿地を国際的に重要な湿地のリストに登録すること」及び「それぞれの湿地の境界は正確に記載され地図上に表示されるものとする」(第2条1)ことを認識し、

2. 「さらに多くの国家が条約に加盟することを促進するため、それゆえ加盟のための正式な手続きを簡略化するために」、国家が批准を留保しないで条約に署名する際、または批准書か加盟の書類を寄託する際に、湿地が登録されるという条件の下で、地図及び登録湿地の記載は事務局に後から送ることもできるという決議4. 5の勧告を想起し、

3. 条約の締約国数の増加及びさらなる登録湿地の増加を満足をもって記録し、

4. 「国際的に重要な湿地のリストへの湿地の最初の登録手続き」に関する決議5. 3は、締約国がさらに湿地に登録する際には、勧告4. 2で設定された選定基準をひとつ以上の基準を満たすよう求め、疑問の余地がある場合には登録の前に条約事務局とその技術顧問との非公式な協議を行うことを求め、さらに湿地登録に際しては、境界をはっきり示した地図に加えて、自然保護上の措置、機能と価値、そして選定基準に特に注意を払いながらインフォメーションシートを条約事務局に提出することを求めていることを想起し、

## 決議

締約国会議は、

5. 決議4. 5の規定に関わらず、国家が批准を留保しないで条約に署名する際、または批准書か加盟の書類を寄託する際には、登録湿地は正確に記載され地図上に表示されるものとするを決定する。
6. さらに国家によってその後追加として登録される湿地も、その境界は正確に記載され地図上に表示されるものとするを決定する。
7. 締約国が湿地登録する際には、決議5. 3で言及されている項目に特に注意を払い、インフォメーションシートを提供することを求める。
8. 決議5. 3で述べられている、国家及び締約国が疑問の余地のある場合には事務局とその技術顧問との非公式の協議を行うことを求めていることを、再び繰り返して述べる。

### 決議VI. 17 財政及び予算に関する決議

1. 当該条約の第6条5、6における財政条項を想起し、
2. 締約国の大多数が条約の基本予算に対する拠出を滞りなく支払っていることを感謝をもって認識し、
3. 未払いの締約国に対しては、条約の業務、特に条約事務局の財政上の運営を促進するために、速やかに支払を行うことを求め、
4. 条約の下での様々な活動を支援するために、多くの締約国によって追加の拠出がなされていること、またこの目的のために政府間機関やNGOによっても拠出が行われていることに感謝の意を払いここに記録し、
5. IUCN(国際自然保護連合)がラムサール事務局に対して提供している効果的な財政上の支援及び事務的支援を感謝をもって認識し、

締約国会議は、

6. 決議5. 2の付属書3に含まれる条約の財政管理のための業務規定を全体として1997年から1999年までの3年間にも適用することを決定する。
7. 付属書Iとして付帯された1997年から1999年までの3年間の予算を承認する。
8. この予算に対する各締約国の拠出は、すでに国連総会で決定された国連加盟国の拠出のための1997年の評価率(付属書II)、および今後決定される1998年と1999年の評価率に基づくことを決定する。
9. 締約国の間で負担を公平に分担する必要性、および途上国の事情を考慮に入れ、常設委員会は国連の評価率を利用する以外に条約予算への年間拠出を計算する基礎となる別の方法に関するさらなる調査を行い、第7回締約国会議に報告を行うことを指示する。
10. さらに以下のことを決定する。
  - (a) ラムサール事務局は予測できないまた避けることの出来ない支出に備え、それらが基本予算を脅かすことのないよう準備資金を設立する。
  - (b) 準備資金の収入源は次のものとする:
    - i) 前年の会計年度の支出を抑えたりより効果的な運用を行えた場合には、その余剰分をあてる。

- ii) 締約国の未納金のうち帳消しとされたものの支払が行われた場合、
  - iii) 受け取った資金の利息、これは寄付者の合意に基づく。
  - (c) 準備資金の利用可能額は、その会計年度の基本資金の12分の1を越えないものとする。
  - (d) 準備資金は、常設委員会が設立した財政小委員会の指導に基づいて事務局長が管理する。
11. さらに以下のことを決定する。
- (a) 常設委員会は財政小委員会を設立し、その構成員は異なる地域から最少5名最多7名とし、うち1名を小委員会の議長に任命する。
  - (b) 小委員会は条約の財政に関わる事項を扱い、常設委員会に報告を行い、また勧告を行うものとする。
  - (c) 小委員会議長は、適切な場合には常設委員会の議長、求められた場合には小委員会全体との協議を行い、事務局長に対し、彼または彼女が条約の財政管理に関わる義務から解放されるよう(これは準備資金の収入源やその利用に関するすべての事項を含む)指導と助言を提供し、
  - (d) 小委員会は各常設委員会会合に先立って協議を行い、常設委員会に提出されるべく財政上のすべての側面に関する勧告を準備する。これ以外の場合には小委員会は通信によって業務を行う。

## 決議

## 付属書 I

1997-1999年基本予算

(各予算はスイスフラン(x1,000)で表示)

	1997	1998	1999
1. 職員予算 (給料および社会保険等)	1718	1796	1878
2. 専門的活動			
a) 登録湿地データベース	110	110	110
b) 管理ガイダンス手順	0	0	0
3. 出張旅行予算	100	105	110
4. 事務機器の購入と維持	30	30	30
5. 事務予算			
a) IUCN担当分:コンピューター、 財政管理、事務局空間、人事	305	314	322
b) 運営予算:ファックス、電話、コピー、 接待費、銀行支払	95	110	120
6. 通信連絡費			
a) 出版、翻訳、郵送費	130	150	155
b) ニュースレター	30	30	30
7. 常設委員会や他の会議			
a) 常設委員会代表支援	30	30	35
b) 科学技術検討委員会メンバー支援	20	20	20
c) 地域代表の活動支援	20	20	20
d) 常設委員会議長資金	0	0	0
8. 締約国会議			
a) 会議運営	0	0	0
b) 会議参加国代表支援	0	0	0
9. ラムサール小規模助成基金	70	70	70
10. 特別積立金	0	0	0
基本予算合計	2658	2785	2900

1997-1999年の3年間の合計は、8,343,000スイスフラン

注: 1995年12月31日現在で、管理ガイダンス手順プロジェクト用の資金として146,539スイスフランが繰越金として存在する。

## 付属書Ⅱ 1997年分加盟国拠出金の算定

記：1998年予算(2,785,000スイスフラン)と1999年予算(2,900,000スイスフラン)の拠出金は、国連総会で採択されるそれぞれの年の拠出金率にしたがって毎年算定される。

加盟国	国連 %	ラムサール %	1997
アルバニア	0.01	0.010694	284
アルジェリア	0.16	0.171111	4,548
アルゼンチン	0.48	0.513332	13,644
アルメニア	0.05	0.053472	1,421
オーストラリア	1.48	1.582775	42,070
オーストリア	0.87	0.930415	24,730
バングラデシュ	0.01	0.010694	284
ベルギー	1.01	1.080137	28,710
ボリビア	0.01	0.010694	284
ブラジル	1.62	1.732497	46,050
ブルガリア	0.08	0.085555	2,274
ブルキナファソ	0.01	0.010694	284
カナダ	3.11	3.325966	88,404
チャド	0.01	0.010694	284
チリ	0.08	0.085555	2,274
中国	0.74	0.791387	21,035
コモロ	0.01	0.010694	284
コスタリカ	0.01	0.010694	284
コートジボアール	0.01	0.010694	284
クロアチア	0.09	0.096250	2,558
チェコ共和国	0.25	0.267361	7,106
デンマーク	0.72	0.769999	20,467
エクアドル	0.02	0.021389	569
エジプト	0.08	0.085555	2,274
エストニア	0.04	0.042778	1,137
フィンランド	0.62	0.663054	17,624
フランス	6.42	6.865821	182,494
ガボン	0.01	0.010694	284
ドイツ	9.06	9.689149	257,538
ガーナ	0.01	0.010694	284
ギリシャ	0.38	0.406388	10,802
グアテマラ	0.02	0.21389	569
ギニア	0.01	0.010694	284
ギニアビサウ	0.01	0.010694	284
ホンデュラス	0.01	0.010694	284
ハンガリー	0.14	0.149772	3,980
アイスランド	0.03	0.032083	853
インド	0.31	0.331527	8,812
インドネシア	0.14	0.149722	3,980
イラン	0.45	0.481249	12,792
アイルランド	0.21	0.224583	5,969
イタリア	5.25	5.614573	149,235
日本	15.65	16.736775	444,863
ヨルダン	0.01	0.010694	284
ケニア	0.01	0.010694	284
ラトビア	0.08	0.085555	2,274
リヒテンシュタイン	0.01	0.010694	284
リトアニア	0.08	0.085555	2,274

ラムサール条約第6回締約国会議の記録

決議

マレーシア	0.14	0.149722	3,980
マリ	0.01	0.010694	284
マルタ	0.01	0.010694	284
モーリタニア	0.01	0.010694	284
メキシコ	0.79	0.844860	22,456
モロッコ	0.03	0.032083	853
ナミビア	0.01	0.010694	284
ネパール	0.01	0.010694	284
オランダ	1.59	1.700414	45,197
ニュージーランド	0.24	0.256666	6,822
ニジェール	0.01	0.010694	284
ノルウエー	0.56	0.598888	15,918
パキスタン	0.06	0.064167	1,706
パナマ	0.01	0.010694	284
パプアニューギニア	0.01	0.010694	284
パラグアイ	0.01	0.010694	284
ペルー	0.06	0.064167	1,706
フィリピン	0.06	0.064167	1,706
ポーランド	0.33	0.352916	9,381
ポルトガル	0.28	0.299444	7,959
ルーマニア	0.15	0.160416	4,264
ロシア連邦	4.27	4.566519	121,378
セネガル	0.01	0.010694	284
スロバキア共和国	0.08	0.085555	2,274
南アフリカ	0.32	0.342222	9,096
スペイン	2.38	2.545273	67,653
スリランカ	0.01	0.010694	284
スリナム	0.01	0.010694	284
スウェーデン	1.23	1.315414	34,964
スイス	1.21	1.294025	34,395
(旧ユーゴ)マセドニア共和国	0.01	0.010694	284
トーゴ	0.01	0.010694	284
トリニダードトバゴ	0.03	0.032083	853
チュニジア	0.03	0.032083	853
トルコ	0.38	0.406388	10,802
ウガンダ	0.01	0.010694	284
イギリス	5.32	5.689434	151,225
アメリカ合衆国	—	—	—
ウルグアイ	0.04	0.042778	1,137
ベネズエラ	0.33	0.352916	9,381
ベトナム	0.01	0.010694	284
ユーゴスラビア	0.10	0.106944	2,843
ザイール	0.01	0.010694	284
ザンビア	0.01	0.010694	284
他の拠出	25.00	25.000000	664,507
総計	95.13	100	2,658,000

注:アメリカ合衆国の拠出金は、特別締約国会議(1987年、カナダのレジャイナにて)での条約の財政に関する修正による条文第6条6に対する米国政府による宣言のため、この表に含まれていない。

また、他の拠出はアメリカ合衆国による自主的拠出を含む。



## 決議VI. 18 ラムサール湿地保全賞の設立

1. 過去25年間にわたりこの条約が湿地の保全及び賢明な利用の促進を達成してきた事項、そしてその達成のために多くの個人、機関、政府が多大な貢献をしてきたことに留意し、
2. さらに将来この条約の目的のためにより大きく継続的な支援を促すため、そういった貢献を認識し榮譽を称える必要性を重ねて留意し、

締約国会議は、

3. 『ラムサール湿地保全賞』を設立することを決定する。
4. この決定に係る財政面を考慮し、下記原則に配慮しながら賞の運営について検討するよう常設委員会に要請する。
  - (a) 当該賞は3年に一度の通常の締約国会議の際に贈呈されるものとする。
  - (b) 当該賞の推薦は事務局長に提出し、選定は常設委員会が行うものとする。
  - (c) 候補者は個人、団体、または政府機関とする。
5. 可能であれば1999年開催の第7回締約国会議において第1回保全賞贈呈を行い、それができない場合には第7回会議において報告をおこなうことを常設委員会に要請する。

## 決議VI. 19 教育と普及啓発

1. 湿地は人類に広範な利益をもたらす一方、その価値は保全全般についても、経済的なものについても、政策決定者、土地所有者、地域社会の指導者、一般に効果的に伝わっているとは言えず、湿地保全を支えるための特別な「教育と普及啓発(EPA)」プログラムも、各国レベルでも国際レベルでも、少数しか企画されていないことに留意し、
2. 湿地、その生物多様性、湿地から人間にもたらされる利益を保全する試みを提唱しても、広範な人々の参加なしではその成功は困難であろうことを憂慮し、
3. 教育と普及啓発プログラムは、成功をおさめ持続可能な湿地管理に不可欠な手段であり、湿地に対する否定的な態度を打破する重要な道具であることを認識し、
4. 湿地の教育と普及啓発プログラムの企画や実施に関わる人々は孤立してしまうことがしばしばあり、そのため、経験をわかち合いお互いに学習する機会が制限されてしまっていることを意識し、
5. これに対する手段として、国際湿地保全連合(ウェットランド・インターナショナル)によってすでに「教育と普及啓発に関する専門家グループ」が設立されており、英国の「野禽湿地トラスト(WWT)」が調整役を果たし、WWTの「湿地連携国際プログラム(Wetland Link International Programme)」と統合が図られていること、この専門家グループが世界中の同じ目的を持つ個人や機関との連携を確立していることを想起し、
6. 連携をさらに進め、そういったプログラムを進展させることの重要性和、また条約の戦略計画の要素を実施するため、教育と普及啓発に取り組む団体間のさらなる強調の必要性を認識し、

締約国会議は、

7. 条約の1997-2002年戦略計画を効果的に実践するためには、教育と普及啓発の協同プログラムが地方

## 決議

レベル、各国レベル、地域レベル、地球規模で組織され遂行され、それにより湿地の価値と利益についての知識と理解が深まり、湿地資源の保全や持続可能な管理に向けての行動を進展させなければならないことを確認する。

8. 国際湿地保全連合の「教育と普及啓発専門家グループ」およびパートナー機関によって運営される他のEPAネットワークが、このプログラムの指導的役割を果たし、ラムサール条約に対して専門的な助言を行う団体として活動することを要請する。

9. 国際湿地保全連合の専門家グループと他の専門家ネットワークが、以下のことでラムサール事務局と共に働くように促す。

(a) 湿地の教育と普及啓発の専門家の国際的ネットワークを設立、維持する。

(b) 必要となる財源を求め、地域的に合った計画を実施にうつし、教育と普及啓発キャンペーンの企画、実施、評価の改善を目的としたトレーニングの機会を進展させる。

(c) ラムサール事務局が常設委員会に毎年提出する経過報告を通じ、各締約国が国内湿地政策および環境政策を支援する教育と普及啓発プログラムの適用についてアドバイスができるよう、事務局に助力する。

10. すべての締約国、パートナー機関、興味を持つ団体や機関が、このイニシアチブを支持することを促す。

## 決議VI. 20 オーストラリア政府及びオーストラリアの人々への感謝

1. 第6回締約国会議のためにオーストラリア当局の全てのレベルが提供してくれた寛大な支援に対し、深謝の意をここに表明し、

2. 参加者を歓迎し会議に有効な貢献をしてくれたブリスベン市に対し特に感謝し、

3. 「戦略計画」の実施のための特別な拠出を奨励した、条約25周年記念にあたっての『誓約の提唱』に対し、オーストラリア政府に重ねて感謝し、

4. 本会議で発表されたオーストラリア連邦政府による新たな7カ所の登録湿地の指定予定、及び連邦湿地政策を完成させるという決定を謝意をもって注目し、

締約国会議は、

5. 主催国関係者、特にオーストラリア連邦、クイーンズランド州、ブリスベン市各政府とオーストラリアNGOに対する謝意を記録する。

6. 第6回締約国会議の組織にあたっての連邦政府、クイーンズランド州政府、ブリスベン市当局及びオーストラリアの民間セクターによる財政的支援の重要性を認識する。

7. ベルギー、ブルガリア、カナダ、デンマーク、フランス、ガーナ、ギリシャ、ハンガリー、アイスランド、インド、日本、オランダ、パキスタン、スリランカ、スイス、英国、米国、カナダの国際カモ保護協会(Ducks Unlimited)、WWF、オーストラリアNGOによる誓約とともに、条約の有効性を高める「戦略計画」実施のためのオーストラリア政府の25周年記念誓約への謝意を表明する。

8. 条約の25周年の年およびこれ以降に湿地の価値の教育及び普及啓発の促進の分野で、条約の活動を導くものとなる成功に対して賛辞する。

9. オーストラリアの人々、州政府、連邦政府に対し、オーストラリア国内および国際社会で条約をより広く適用することを促進するため、引き続いて行われるすべての努力が成功をおさめることを願う。

10. 条約の世界的活動に対するオーストラリア政府の継続的な支援に対し謝意を表明する。

## 決議VI. 21 湿地の現状に関する評価と報告

1. 締約国による湿地資源の状況の計測と報告にまつわる困難に関して、この会議中行われた様々な発表に留意し、また1997-2002年戦略計画の行動6. 1. 3と一致して、

締約国会議は、

2. 次の3年間で締約国と協議して以下のことを行うよう事務局に要請する。

(a) 湿地の現状評価への寄与が最大になるよう、国別報告書の中で提供される情報体系を吟味する観点から、必要かつ適切な場合には国別報告書を準備するための指針を修正できるような手順を次回締約国会議までに設立する。

(b) 国家的、地域的および地球規模で、湿地資源の状況の評価するために、合意に基づいた科学的な過程を確立すること。

3. 地域の社会集団やNGOが条約履行の過程で果たすことができる役割を認識し、また政府が条約の使命を成し遂げる際にNGOが協力できるような仕組みを開発することを締約国に奨励する。

## 決議VI. 22 ラムサール事務局移転の検討

1. 第3回締約国会議(1987年、カナダのレジャイナにて開催)以降、ラムサール事務局が位置するスイス政府が提供してきた貢献と支援を認識するとともに感謝し、

2. IUCN(国際自然保護連合)が事務局にサービスを提供し、非常に緊密で積極的な支援をしたことに感謝し、

3. 条約の適切な遂行を保証するために必要とされる事務局の活動に係る運営費及び人件費の増加、そして締約国がこれら予算的要求に答えることは財政的に困難であることを懸念し、

4. 条約の効力を最大限に発揮するために財政効率を高めるよう、過去3年間にラムサール常設委員会及び締約国から事務局に与えられてきた指示を十分認識し、

5. 運営費のより効率の良い利用のために、そして可能な場合には条約の基本予算運用の費用削減のための機会を見極め追求するという、ここ数ヶ月にわたる事務局長および事務局によってなされた多大の努力の結実を記し、

締約国会議は、

6. ラムサール事務局の全体的な費用削減、あるいは予算追加のため恒久的な寄付を受ける為の方策の全般的な分析をすることを、常設委員会に対し指示する。

7. さらに事務局の協力を得、IUCNと緊密な関わりを持ちながら、ラムサール事務局の移転を行った場合に節約することのできる費用の具体的な分析を行い、両分析の結果を次回締約国会議において発表するよう、常設

## 決議

委員会に対し指示する。

### 決議VI. 23 ラムサールと水

1. 地下水の蓄積、水質改善、洪水の軽減、および水資源と湿地の密接な関係を含めた湿地の重要な水文学上の機能を認識し、
2. さらに湿地の水文学上の機能を特定し、数量化するためにすでに存在する水文学データの不足を重ねて認識し、
3. 水資源管理及び湿地保全の総括を含む、河川の流域規模の計画の必要性を明確に理解し、
4. 1996年3月20日の今回の締約国会議本会議で、特別講演「未来へのテーマ」の一環としてIUCNによって発表された「水資源管理と湿地保全の調和:21世紀におけるラムサールの挑戦」を想起し、
5. さらに「1997-2002年戦略計画」中の以下の行動目標を重ねて想起し、
  2. 2 湿地の保全と賢明な利用を土地利用、地下水管理、河川流域及び沿岸域計画の政策策定においてに統合すること。
  2. 4 環境計画策定を行なう目的で、湿地がもたらす利益と機能の経済的評価を提示すること。
  2. 7 湿地の保全と賢明な利用に関し、とりわけ女性や先住民を含む地域住民による積極的かつ情報を提供された上での参加を奨励すること。
  4. 2 特に途上国における研修の必要性を認識し、その後の追加措置を実施すること。
  6. 3 登録湿地の選定のためのラムサール基準を継続的に検討すること。
  7. 2 ラムサール条約と他の国際環境条約、または地域の環境条約および機関との連携、時にはその両方を強化し、正式なものとする。

締約国会議は、

6. 科学技術検討委員会が水文学の専門家を含むか、そういった専門知識を入手することができるよう手配する必要性を認識し、水文学とその管理の専門能力を持った機関と連携を築く。
7. 以下の事項を、締約国に呼び掛ける。
  - (a) 世界気象機関などの団体と連携し、世界中の湿地に関する水系監視ネットワークの発展を支援し、信頼性の高いデータの入手を保証する。
  - (b) 湿地の賢明な利用の概念との関連を調べるため、水管理の伝統的な体系の研究を奨励する。
  - (c) 近日中に刊行される条約出版物『湿地の経済的価値:政策策定者や決定者に対する指針』の頒布を通じて、湿地内の水の経済的価値のさらなる研究を奨励する。
  - (d) 各国の国内ラムサール委員会が、国内の水管理計画策定および河川流域管理戦略の企画に参画することを確保する。
  - (e) 管理当局及び専門技術者のみならず湿地利用者が、政策決定の過程に直接参加するよう確保する。
  - (f) 条文第4条5に基づき、特に水文学と水文学的管理に焦点を当て、学際的な研修への支援を継続し強化する。

(g) 「世界水会議」のような水に関連した機関との協力を通じ、ラムサール条約が水をめぐる論議の中で発言していくことを保証する。